

2015年5月12日

受益者の皆様へ

HSBC投信株式会社

「HSBC 新興国現地通貨建債券オープン(1年決算型)」
信託終了(繰上償還)予定に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社の投資信託に関し、格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております弊社の追加型証券投資信託「HSBC 新興国現地通貨建債券オープン(1年決算型)」におきましては、運用の基本方針に則って運用することが困難な資産規模が継続しております。この現状に鑑みまして、2015年7月3日をもって投資信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)することを予定しておりますので、お知らせ申し上げます。

この繰上償還は、「投資信託及び投資法人に関する法律」および投資信託約款の規定にしたがい、書面による決議をもって実施いたします。

つきましては、本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、同封の「議決権行使書面」に、繰上償還に関する議案の賛否および必要事項をご記入の上、弊社までご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、繰上償還にご同意いただける場合は、議決権行使(「議決権行使書面」の返送)は不要です。

受益者の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

なお、本書面に関してご不明な点がございましたら、下記専用窓口までお問い合わせください。

[HSBC投信株式会社 繰上償還についてのお問い合わせ専用窓口]

電話番号：フリーダイヤル 0120-773735

受付期間：2015年5月12日～2015年6月9日

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日を除きます。)

1. 繰上償還を予定している投資信託の名称

追加型証券投資信託「HSBC 新興国現地通貨建債券オープン（1年決算型）」(以下「当ファンド」といいます。)

2. 繰上償還の理由

当ファンドは、2008年2月26日の設定以来、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行ってまいりましたが、純資産総額が投資信託約款の繰上償還条項(第41条第1項)に定める10億円を大きく下回っており(2015年3月末現在、約0.97億円)、運用の基本方針に則って運用を継続することが困難な状況になってきております。弊社といたしましては、運用を継続するよりもお預かりした運用資産を皆様にお返しすることが、受益者の皆様にとって最善の措置であると判断いたしました。このため、投資信託約款の規定にしたがい受益者の皆様のご意向を確認したうえで繰上償還を行うものです。

3. 繰上償還に係る書面決議の手続きおよび日程

書面決議の対象受益者の確定日	2015年5月12日
書面による議決権行使の期限	2015年6月 8日
書面決議の日	2015年6月 9日
＜書面決議により繰上償還が決定した場合＞	
繰上償還日(予定)	2015年7月 3日

- (1) 書面決議は、2015年5月12日時点で、当ファンドを保有されている受益者の方を対象として行います。(2015年5月12日時点での受益権口数が議決権の数となります。)
- (2) 対象となる受益者の皆様には、上記の議決権行使期限(2015年6月8日弊社到着分までを有効とさせていただきます。)までに、HSBC投信株式会社に対し、本書面に同封されている「議決権行使書面」をもって、本決議における議決権行使をお願いいたします。
- (3) 本決議は、議決権を行使できる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。
- (4) 本決議が可決された場合、当ファンドは2015年7月3日に繰上償還いたします。当ファンドの償還金は信託終了日以降、販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いいたします。支払日については販売会社により異なりますので、販売会社にお問い合わせください。
- (5) 本決議が否決された場合は繰上償還を行わず、その旨を書面決議の日以降、速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。
- (6) 繰上償還に関する決議の結果は、可決もしくは否決いずれの場合でも、上記書面決議の日の翌日以降、弊社ホームページ(www.assetmanagement.hsbc.com/jp)に掲載いたします。
- (7) 書面決議を経て繰上償還が決定した場合、償還準備のために組入有価証券を売却すること等により、償還までの期間において運用の基本方針に則った運用ができなくなる点にご留意ください。

4. 書面決議の方法について

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの繰上償還について賛成または反対される旨等をご記入の上、次の宛先にご送付ください。(同封の返信用封筒をご利用ください。)

2015年6月8日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

【議決権行使書面の送付先】

〒103-0027

東京都中央区日本橋3-11-1 H S B Cビルディング

H S B C 投信株式会社 クライアントサービス本部

繰上償還に関する書面決議窓口 宛

(同封の返信用封筒は料金受取人払専用のため、上記とは別の郵便番号となっています。)

【注意事項】

- ・ 同一受益者の方が重複して議決権を行使された場合で、議決権行使の内容が異なる場合は、すべての議決権に関して無効とさせていただきます。
- ・ 賛否の表示のない議決権行使書面は、賛成の表示があるものとしてお取り扱いします。
- ・ 本決議におきまして議決権を行使されない場合(「議決権行使書面」をご返送されない場合)は、賛成されたものとみなさせていただきます。したがって、当ファンドの繰上償還にご同意いただける場合は、特段のお手続き(「議決権行使書面」のご返送)は必要ありません。

※ 本手続きにあたり、受益者の皆様に関する情報を販売会社、弊社および受託会社(再信託受託会社を含みます。)が共有することがあります。本手続きに伴い取得した個人情報(書面による決議に関する事務を処理するためのみに利用し、それ以外の目的には使用いたしません。

5. その他

繰上償還が決定した場合、換金のお申込みの受付は2015年7月1日までとなります。

以上

《書面決議参考書類》

1. 投資信託契約の解約の理由および相当性に関する事項
「HSBC 新興国現地通貨建債券オープン（1年決算型）」は、純資産総額が投資信託約款に規定する繰上償還条項（第41条第1項）に定める10億円を大きく下回っており（2015年3月末現在、約0.97億円）、運用の基本方針に従って運用を継続することが困難な状況になっています。このため、このまま運用を継続するよりもお預かりした運用資産を受益者の皆様にお返しすることが最善の措置であると判断し、投資信託及び投資法人に関する法律および投資信託約款の規定にしたがい、繰上償還の手続きを行うことといたしました。
2. 投資信託契約の解約がその効力を生ずる日
2015年7月3日（信託終了日（繰上償還日））
3. 投資信託契約の解約の中止に関する条件
書面決議において、賛成の意思表示をされた受益者の受益権口数の合計が2015年5月12日現在の受益権総口数の3分の2未満であった場合には、本投資信託契約の解約（繰上償還）を中止します。
4. 投資信託契約の解約に関する事項について受益者の不利益となる事実
該当事項はありません。
5. 直近に作成された財産状況開示資料
(1)貸借対照表

（単位：円）

	第6期 平成26年2月17日現在	第7期 平成27年2月16日現在
資産の部		
流動資産		
預金	662	34
コール・ローン	2,770,114	2,999,520
投資信託受益証券	984,647	984,453
投資証券	118,585,753	96,459,934
派生商品評価勘定	164	-
未収入金	1,850,042	-
未収利息	2	-
流動資産合計	124,191,384	100,443,941
資産合計	124,191,384	100,443,941
負債の部		
流動負債		
未払解約金	518,597	-
未払受託者報酬	22,360	16,743
未払委託者報酬	834,712	625,089
その他未払費用	141,904	103,300
流動負債合計	1,517,573	745,132
負債合計	1,517,573	745,132
純資産の部		
元本等		
元本	132,317,297	98,142,488
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△9,643,486	1,556,321
（分配準備積立金）	9,235,398	12,812,658
元本等合計	122,673,811	99,698,809
純資産合計	122,673,811	99,698,809
負債純資産合計	124,191,384	100,443,941

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自 平成25年2月16日 至 平成26年2月17日		自 平成26年2月18日 至 平成27年2月16日	
営業収益				
受取配当金		-		3,247,095
受取利息		1,865		372
有価証券売買等損益		△14,351,766		△7,080,280
為替差損益		13,235,049		15,590,766
営業収益合計		△1,114,852		11,757,953
営業費用				
受託者報酬		47,811		34,643
委託者報酬		1,890,981		1,293,315
その他費用		357,666		271,472
営業費用合計		2,296,458		1,599,430
営業利益又は営業損失(△)		△3,411,310		10,158,523
経常利益又は経常損失(△)		△3,411,310		10,158,523
当期純利益又は当期純損失(△)		△3,411,310		10,158,523
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		68,100		1,624,005
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△9,963,680		△9,643,486
剰余金増加額又は欠損金減少額		3,908,812		2,676,558
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		3,908,812		2,676,558
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		109,208		11,269
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		109,208		11,269
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△9,643,486		1,556,321

(注1) 第7期の期首元本額は132,317,297円、期中追加設定元本額は1,637,425円、期中一部解約元本額は35,812,234円、期末元本額は98,142,488円です。

(注2) 第7期末の1万口当たり基準価額は10,159円です。

(注3) 第7期の計算期間末における費用控除後の配当等収益(2,422,310円)、費用控除後の有価証券等損益額(3,570,208円)、信託約款に規定する収益調整金(233,518円)および分配準備積立金(6,820,140円)より分配対象収益は13,046,176円(10,000口当たり1,329円)ですが、第7期に分配した金額はありません。

以上